調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
自動車教習所踏切警報器の撤去及び設置		1	
		作　　成	令和８年１０月　６日
		変　　更	
		作成部隊名	東部方面特科連隊２大

１　　総　則

1. 1　　適用範囲

本仕様書は、宇都宮自動車教習所において実施する踏切警報器の撤去及び設置について規定する。

1. 2　　一般的事項

製品は、“国等による環境物品等の調達の推進等にかかわる法律”に適合するほか、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

２　　設置器材及び数量

品名	形　式	数　量	備　考
踏切警報器	ＦＢＳ－１０Ｌ	１組（２基）	官給支給品
制御機	ＣＰＵ－５	１基	

３　　管理条件

3. 1　履行場所

履行場所は、宇都宮自動車教習所（付紙第１参照）

3. 2　損傷時の処置

履行時における、損傷等については、契約の相手方責任をもって速やかに復旧の処置を講ずるものとする。なお、速やかに復旧することが困難な場合については、復旧に要する期間、同等の代替品を納入するものとする。

４　　その他の必要事項

(1)　請負者は、社内点検を実施した上で、各部品等の損耗劣化については、交換あるいは改善した状態で官側へ引き渡すものとする。

(2)　本仕様書に記載なき事項については、官側と協議するものとする。

５　その他の指示

(1)　契約相手方は、事前に役務履行計画書を官側に提出するものとする。

(2)　制御器１基、踏切警報器２基について、既設置分の撤去及び官給支給品の設置における業務を担うものとする。

(3)　踏切警報器の交換について根がらみ基礎としてコンクリートの現場施工になると思われる。なお、基盤については既設現場に合わせ施行するものとする。

(4)　撤去した古い踏切警報器や作業時に出たゴミなどは官側が指定する場所に集積するものとし、請負業者による処分は、実施しない。

(5)　設置後１年以内に瑕疵が発見された場合は、請負業者が無償修理する。

(6)　細部については、付紙第１参照

(7)　現場確認をしないことによって生じた損失は、業者負担とする事があるので承知したうえで、入札に参加すること。

(8)　設置作業にかかる全ての金額を見積ること。

6.　1　仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

6.　2　仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊宇都宮駐屯地　自動車教習所　担当者　松田

０２８－６５３－１５５１　（内線）２２６